

第3回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成30年3月23日（金） 13：30 開会
14：30 閉会

2、場 所 大田市役所本庁 2階 第2会議室

3、出席委員（17名）

1番	杉本勝徳	2番	古志泰博	3番	森脇公二郎
4番	竹下正也	5番	奥 雅守	6番	武田廣司
7番	福田佳代子	8番	戸嶋総一	9番	坂根 正
10番	田原洋司	11番	岩谷洋司	12番	戸島長四郎
13番	落合政顕	14番	大谷成志	15番	漆谷幸男
16番	三谷 薫	17番	山下 傳		

4、欠席委員（0名）

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案第5号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について
- (2) ブロック体制の活動の方向性について
- (3) 平成30年度 事業計画について
- (4) 農業委員会視察研修について
- (5) 農業委員・推進委員活動報告書の提出方法等について
- (6) 専門委員会の開催について

7、出席職員

本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局	局	長	三谷恵一
	次	長	長谷卓治
	係	長	白石利伸
	主	任	鉦 久美
農林水産課	主	任	三島貴子

議 事

局 長 失礼いたします。定刻となりました。皆様お揃いですので、只今から第3回の大田市農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。最初に会長のあいさつをお願いいたします。

会 長 (会長あいさつ)

局 長 それでは、総会次第に従いまして会議を進めたいと思います。進行の方は、会長をお願いいたします。

会 長 そういたしますと、只今より第3回の総会を開会いたします。

まず始めに本日の欠席委員さんは、おられませんので、17名の出席ということで、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番の奥委員と6番の武田委員よろしく願いをいたします。

続いて、月間報告に移ります。三谷局長よろしく願いいたします。

局 長 はい。それでは報告いたします。2月総会から3月総会まででございます。まず、3月12日(月)でございますが、常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席されております。続きまして、3月16日(金)でございますが、運営委員会を市役所で開催し、本日の総会のその他の所で提案させていただきます、農地等の最適化推進に関する指針についてやブロック体制の活動の方向性等について協議いたしました。次、3月23日(金)本日でございますが、第3回農業委員会総会でございます。続きまして、今後の予定でございます。まず、3月27日(火)でございますが、第113回の島根県農業会議の臨時総会を松江市の方で予定されております。また、総会終了後、同会場におきまして、市町村農業委員会会長、事務局長研修会が計画されております。次に、3月29日(木)でございますが、農業委員会だより「ええひより」の発行日となっております。次に4月10日(火)でございますが、常設審議委員会が松江市で予定されております。続きまして、4月中旬に運営委員会を市役所の方で行う予定としております。また、本日、日程調整をさせていただいております中間管理事業の研修会を市役所で農業委員、

推進委員全員を対象として開催する予定としております。

日程が決定次第また、ご案内いたします。次に4月23日(月)ですが、第4回の農業委員会総会を予定しております。月間報告につきましては、以上でございます。

会長 はい。ありがとうございました。それでは、議事に移りたいと思います。議事の進行を農地法関連は、いつものように山下代理の方で進行をお願いいたします。

代理 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。資料の2ページでございますが、報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

次長 失礼いたします。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては、1件でございます。

番号1番、山口町でございます。山口〇〇〇番、〇〇〇番、計1,401㎡は、平成21年6月5日から平成31年3月31日まで、農業経営基盤強化法による賃貸借権が設定されておりました。

この度、借入人の死亡により耕作できなくなった為、平成30年1月28日に合意解約されたものであります。以上でございます。

代理 はい。担当委員さんの方で、解約後の農地利用について情報がございましたら発表してください。

2番 はい。5年くらい借りておられた人が作っていなかった土地でして、この間、中山間の会議があった時に、作る人がいないかと話をしたところ、誰もいまして、猪が出るところでもありますし、今のところ、引き受け手がない田であります。以上でございます。

代理 報告案件でございますので、次にまいります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

次長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、5件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの地域との調和要件などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思いま

す。

番号1番、大田町でございます。

本案件は、農地法施行規則第17条第2項における空き家付き農地指定地番の所有権移転に係るものであります。

申請地、〇〇〇番〇、1、062㎡は、大田野城自治会館から主要地方道三瓶山公園線を挟んだ西約100m、市道野城2号線の南西側に隣接しております。

譲渡人は、市外に居住しており維持管理に苦慮、平成27年7月に空き家バンクへの登録を行い、家屋等を譲受人へ譲渡。申請地については、先月2月総会の承認を経て下限面積の特例による空き家付き農地として地番指定を受けております。この度、譲受人の家屋等を取得し、当該地域に居住した譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、家屋に隣接する当該農地を譲り受け、管理・耕作を行っていくものであります。

番号2番、久手町でございます。

申請地、波根西〇〇〇〇番、2、078㎡は、国道9号線鈴見交差点から市道鈴見大原線を西北西に約400mから500m進み、市道刺鹿柳瀬線との交差点の北東側に隣接しております。

譲渡人は、高齢のため維持管理に苦慮、当該地域で農業経営を行っている譲受人に、当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、松江市の居住ではありますが、休日には当該地域の実家に帰り農業経営をされております。当該農地を譲り受け、農業経営の拡大を行うものであります。

番号3番、久手町でございます。

申請地、刺鹿〇〇〇〇番1、213㎡は、JR山陰本線西川踏切から南西約220m、県道池田久手停車場線と市道塩渕2号線の分岐点の北東に位置しております。

譲渡人は、病気療養のため維持管理に苦慮、隣町で農業経営を行っている知人である譲受人に、当該農地を譲渡するものであります。

譲受人は、当該農地を譲り受け、当該地域に居住している長男と共に農業経営を行うものであります。

番号4番、仁摩町でございます。この案件につきましては、次の番号5番と共に議案第3号番号2番と3番の個人住宅建築に伴う転用事業に係るものであります。議案と共に皆さんに送付しております「案内図」でご説明いたします。案内図の4枚目をご覧ください。図の中央にそれぞれの議案の申請地の区画、地番、議案番号が記載してあります。また図の下に等価交換の説明を記載しております。

元々北側の①〇〇〇番〇と②〇〇〇番〇は北側と東側に隣接する農地と共に〇〇〇〇さんの所有する〇〇〇番でした。また道路側の③の〇〇〇番〇と④の〇〇〇番〇は、間の白地の農地と共に〇〇〇〇さんの所有する〇〇〇番〇でした。

この度、県外に居住する〇〇〇〇さんの息子さんである〇〇〇さんが父の所有する農地を利用して住宅建築を計画しましたが、父の所有する252番の農地では、広さはあっても奥行きがなく形状が悪いため、北側隣接地の〇〇さん所有の〇〇〇番の一部を利用することで〇〇さんと交渉を行うことになりました。ところが、〇〇さんは土地取得の資金の宛がなかった為、父と〇〇さんの間で土地の等価交換を行うことになりました。

今後の土地の利用を勘案した結果、父の所有する農地252番5を案内図の④〇〇〇番〇と図に地番を記載していない東（右）隣の白地部分〇〇〇番〇と③〇〇〇番〇の3筆に分筆し、北側の〇〇さんの所有する〇〇〇番を、これも図には地番を記載していない①と②の北側の三角の土地〇〇〇番〇と①〇〇〇番〇とその東側の小さな三角の土地〇〇〇番〇に分筆されております。

分筆した土地を、等価交換の説明にありますように、まず、〇〇〇〇さんは、農地法第5条申請により、住宅建築のために父〇〇さん所有の土地④を無償で借り受ける。

次に〇〇〇〇さんは農地法第5条申請により、息子の〇〇さんへ住宅敷地として無償で貸すために①を〇〇さんから譲り受ける。

また、転用以外の残された農地を利用しやすくする為、〇〇〇〇さんは住宅敷地側に、〇〇さんは東側の自己所有農地に接続するよう、農地法第3条申請によりそれぞれ農地の交換をするということとなりました。

ちなみに等価交換の説明にも記載しておりますとおり、〇〇さんから〇〇さんへ譲られる①と②の面積の合計は215㎡となり、〇〇さんから〇〇さんへ譲られる③の農地は、ほぼ同じ面積となっております。

以上、これらの状況を踏まえて番号4番と番号5番を併せてご説明いたします。

申請地、大国〇〇〇番〇、216㎡、及び〇〇〇番〇、70㎡は、山陰道仁摩・石見銀山ICの東南東約490から510m、市道大井手宮村線宮村バス停留所の北側に位置しております。

譲渡人の権利を移転する理由は、先ほど説明した状況により、転用により所有権移転する農地の対価として、又残った農地を利用しやすくまた、整形のためにお互いが農地を交換するものであります。以上でございます。

代 理 はい。それでは、担当委員さんは、地域との調和要件を踏まえ現地調査の結果報告をお願いします。

番号1番は、私の担当地区の案件でございます。先日、推進委員のこの土地は空き家に入られる池田さんの家の納屋を挟んで後ろにある畑であり、この方が取得されるのが最もベターであると思います。特に異議ありません。続きまして、整理番号2番をお願いします。

会 長 久手町関係整理番号2番です。先程事務局より説明がございましたけど、譲渡人と譲受人祖母と孫の関係でございまして、祖母から孫へ所有権の移転を行うものです。

農作業の従事状況は、10年が一人ということになっておりますけど、現在この〇〇さん親子と同じ久手町に住まいがある親戚のところの親子、要は4人でですね共同で農作業をしておられます。〇〇さん、住まいは松江ですけど、週末には実家に帰って、同年代くらいの親戚の人と田んぼの耕作をしておられます。また、地域との調和要件5項目についても何ら問題はないと思います。異議はございません。

続きまして番号3、久手町刺鹿の案件でございます。町外からの耕作ということで、譲り渡す山崎さんと譲受人の〇〇さん知人関係であったということで、今回〇〇さんが受けられるようですけど、現場にも行ってきましたけど、実際に畑の方、耕作がされておまして、〇〇さんの子供さん夫婦が、

久手町に住んでおられるということで、今後も管理の方は親子でやって行かれるのだろうと思っております。

また、こちらの方も、地域との調和要件5項目についても何ら問題はないと思います。異議はございません。

代 理 続いて整理番号4番、5番お願いします。

5 番 番号4、5仁摩町大国の案件です。先日推進委員さんと現地確認を行いました。事務局の説明通りでございまして、農地をお互いに使いやすく農地を整形するための交換でありますので、異議はありません。

代 理 それでは、担当委員さんの現地調査の結果報告では異議なしということでございますが、他の委員さんからご意見、ご質問があればお願いします。

(異議なしの声多数)

代 理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとして、おって許可書を交付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

次 長 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、1件でございます。

番号1番、大田町でございます。

申請地、野城口〇〇番〇、3,830㎡は、大田市リサイクルセンターの北西約300m、市道「野城瓜坂線」と「瓜坂1号線」との分岐から作業道を約300m入った、川合町との境界付近の山中に位置しております。

農地区分は、第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地となります。

申請者は、申請地に檜を植林するものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第4条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。

また、30a以上の案件でございますので、4月10日の常設審議委員会に諮問し、その答申を受けた後に処分決定することとなります。

以上でございます。

代 理 この案件も私の担当地域でありました。先般山本推進委員さんと協議をしました。ご案内のように申請者は〇〇〇〇と

いうことで、大規模な酪農経営をなさっています。従来申請者のお父さんがこの地において農業を営んでおられました。田んぼですとか柿畑については、地元の方に作ってもらっておられるようですけれども、この畑というのは少し山手にありまして、柚子が植わっているんですけれども、このところ管理が十分でないということから、今後農地として管理することが困難と判断されまして、今回植林をしたいという案件です。やむを得ないという判断でございます。他の委員さんからご意見、質問がありましたらどうぞ。

(異議なしの声多数)

代 理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとし、4月10日に開催されます常設審議委員会に諮った後、許可書を交付することといたします。

続きまして議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

次 長 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、3件でございます。

番号1番 大田町でございます。

申請地、吉永1500番1 外1筆、合計2,876㎡は、国道「375号線」と主要地方道「大田桜江線」の「栄町交差点」から南西約100～200m、主要地方道「大田桜江線」の南東側に隣接しております。

都市計画用途地域の第一種住居地域であるため、第3種農地に該当します。

賃借人は、大田市であり、新市立病院建設に伴う工事用進入路並びに資材置場として、当該農地を利用するものであります。

次の議案第4号にありますように新市立病院建設の完了予定が、当初の本年3月末から平成33年3月末にずれ込んだために、再度一時転用の申請を行うものであります。

賃貸借の期間は、平成33年3月31日までであります。

また、本申請につきまして、隣接農地の所有者の「同意書」並びに用水組合の「同意書」が添付されております。

番号2番、3番につきましては、既に議案第1号番号4番、5番の案件と併せて概要を説明しましたように3条申請による農地の等価交換の原因となった転用計画でございます。

番号2番 仁摩町でございます。

申請地、大国字252番5、304㎡は、山陰道「仁摩・石見銀山IC」の東南東約460～490m、市道「大井手宮村線」「宮村バス停留所」の北側に隣接しております。

農地区分は高速自動車国道等のインターチェンジから500m以内に位置しており、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地に該当します。

譲受人は、現在県外に居住しておりますが、今後のUターンに備え、また町内の実家は山間地にあり不便でもあるため、父の所有する申請地を借り受け、個人住宅を新築するものであります。

番号3番 仁摩町でございます。

申請地、大国〇〇〇番〇、145㎡は、山陰道「仁摩・石見銀山IC」の東南東約470～490m、番号2番の北側に隣接しております。

農地区分は番号2番と同じく、第2種農地に該当します。譲受人は、申請地を譲り受け、隣接する番号2番の自己所有地と共に子が新築する個人住宅用地とするものであります。

今回申請のありました案件につきましては、農地法第5条第2項の規定による不許可の要件には該当しないものと認められます。以上でございます。

代 理 それでは、担当委員さんの現地調査の報告ですが、整理番号1番については、この案件も私の案件でございまして、大田町の栄町の4差路から、現在の市立病院の間にある農地でございます。

現在一部造成用の進入路はあるんですが、いよいよ本体工事に入るということで、それに要する資材置き場等のために、転用をしたいということで、この辺も都市計画の地域内の用途区域でもありますし、3月に入ってようやく本体工事の起工式が実施されるということで、全体の工事としては遅れ気味になっているのですが、いよいよ本体工事着手ということで、転用はやむを得ないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号2番、3番お願いします。

5 番 番号2番、3番仁摩町大国の案件です。事務局から説明がありましたとおり、議案第1号番号4番、5番と関連してお

りまして、〇〇さんの所有する〇〇〇番の〇と〇〇さんの所有する〇〇〇番〇、〇〇〇番〇を等価交換し以前から所有していた土地と併せて住宅を新築するものです。周辺農地に影響のないようにコンクリート壁やU字溝を設置するなど、対策を行うと聞いておりますので、異議はございません。

代 理 担当委員さんの現地報告の結果では、異議なしということでございますが、他の委員さんからご意見、質問がありましたらどうぞ。

(異議なしの声多数)

代 理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとして、おって許可書を交付いたします。

議案第4号農地転用事業計画変更申請について事務局の説明をお願いいたします。

次 長 農地転用事業計画変更申請につきましては、1件でございます。番号1番 大田町でございます。

申請地、吉永〇〇〇〇番〇、他14,746㎡は、主要地方道大田桜江線の南側、大田市立病院の東側に位置しております。

都市計画用途地域の第一種住居地域並びに第一種中高層住居専用地域であるため、第3種農地に該当します。

本申請地は、当初、平成26年10月30日付けで、病院への転用目的で農地法第5条の許可を受けております。建築物は市立病院本館・エネルギー棟・付属棟・院内保育所の計4棟、7,460㎡、工期は平成30年3月31日までとなっております。

転用許可後、申請地を取得し、土地造成を行いましたが、平成27年度に病床数を284床から229床に見直したことにより、建物規模の縮小と再設計に期間を要し、当初の転用事業の完了を延期せざるを得なかったものであります。

変更後の計画につきましては、建築物が新病院棟・付属棟・院内保育所・倉庫・マニホールド庫・物置2・ポンプ室計8棟5,957.41㎡、工作物が車椅子駐車場・駐輪場6・通路庇4計387.75㎡、工期は平成33年3月31日までとなっております。

建築面積は1502.59㎡減少し、工作物が追加で387.75㎡増加し、差引1,114.84㎡ほど必要面積が減となりますが、駐車場・道路・緑地としての利用が計画されており、転用面積に変更

はございません。以上でございます。

代 理 これも私の方の案件でございますが、事務局から説明がありましたように、農地の転用そのものは、平成26年度に実施されておりましたけど、病床数の再検討とか再設計の結果、本関東の工事を延期せざるを得なくなったということございまして、内容的には転用期間の変更という内容でございますので、特に異議ありません。

他の委員さんからご意見、質問がありましたらどうぞ。

(異議なしの声多数)

代 理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとして、おって許可書を交付いたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

会 長 それでは続きまして議案第5号に移ります。

農用地利用集積計画による利用権等の設定について農林水産課より説明をお願いします。

三島主任 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用権設定及び中間管理権についてご説明します。

始めに、平成30年4月5日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田3,640㎡、畑102㎡、筆数4、設定する者3名、設定を受ける者3名。

川合町、田6,305㎡、筆数7、設定する者6名、設定を受ける者3名。

三瓶町池田、田4,832㎡、筆数5、設定する者3名、設定を受ける者2名。

三瓶町志学、田4,629㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

三瓶町多根、田8,625㎡、筆数6、設定する者3名、設定を受ける者2名。

山口町、田2,796㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

富山町、田3,996㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。

久手町、田6,976㎡、筆数12、設定する者2名、設定を受ける者2名。

長久町、田28,200㎡、筆数19、設定する者8名、設定を受ける者2名。

静間町、田16,242㎡、筆数11、設定する者5名、設定を受ける者3名。

久利町、田9,600㎡、畑400㎡、筆数7、設定する者6名、設定を受ける者6名。

水上町、田5,066㎡、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

大代町、田9,262㎡、筆数8、設定する者2名、設定を受ける者2名。

温泉津町、田2,634㎡、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

仁摩町、田12,112㎡、筆数8、設定する者6名、設定を受ける者4名。

合計、田124,915㎡、畑502㎡、筆数98、設定する者49名、設定を受ける者34名。

利用権設定については以上です。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

大田町、田3,980㎡、筆数4、設定する者1名、設定を受ける者1名。

山口町、田3,703㎡、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者1名。

久手町、田9,323㎡、筆数5、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田5,134㎡、筆数4、設定する者4名、設定を受ける者1名。

静間町、田30,759㎡、筆数26、設定する者10名、設定を受ける者1名。

五十猛町、田8,712㎡、筆数6、設定する者4名、設定を受ける者1名。

久利町、田12,665㎡、筆数9、設定する者3名、設定を受ける者1名。

温泉津町、田6,209㎡、筆数5、設定する者1名、設定を受ける者1名。

合計、田80,485㎡、筆数62、設定する者26名、設定を受ける

者1名。

以上ご審議よろしくお願します。

会 長 只今説明がありました、本日の案件で委員さんに関するものがいくつかあります。そちらの方から先に審議させていただきます。まず始めに久手町の12番ですけども、私に関する案件でございます。私は、退出させていただきます、その間の進行を山下代理にお願いいたします。

(10番委員退室)

代 理 資料の6ページ目の久手町の整備番号12番、会長案件ですが、担当委員さんのご意見はどうですか。

11番 再設定でございます。異議はありません。

代 理 他の委員さん方は何かありますか。

(異議なしの声多数)

代 理 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

(10番委員入室)

会長にお伝えします。退席中の会長の案件ですが、承認することといたしました。

会 長 続きまして静間町の1、2番それから7番から9番ですけども、こちらの方ですが、申請者は利用権の設定を受ける方は〇〇さんになっておられますけども、こちら任意組織の代表者が〇〇さんだったようですが、現在はどうも三谷委員さんのようでございますので、退出をお願いいたします。

(16番委員退室)

それでは静間町の番号1、2番、それから7番から9番の案件につきまして、担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

9番 1、2番それから7番から9番につきまして、再設定ですので異議はございません。

会 長 異議なしということですが、他の委員さんのご意見は何かありますか。

(異議なしの声多数)

会 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

(16番委員入室)

三谷委員さんにお伝えいたします。異議なしということで承

認されました。

それではもう一件、仁摩町の番号1番でございますけども、奥委員に関する案件でございますので、退出をお願いいたします。

(5番委員退室)

それでは仁摩町番号1の案件につきまして、担当地区の委員さんの調査結果の報告をお願いします。

12番 再設定でございます。異議はございません。

会 長 異議なしということですが、他の委員さんのご意見は何かありますか。

(異議なしの声多数)

異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

(5番委員入室)

それでは、奥委員にお伝えします。異議なしということで承認されました。

それでは、緑色の表紙の利用権につきまして、それぞれの担当地区の委員さんから調査結果の報告をお願いします。

始めに大田町からお願いします。

17番 4件ございますが、山本推進委員と協議した結果、新規もありますけど、同一農家さん同志の利用権設定でございますので異議はございません。

会 長 続いて川合町お願いします。

3番 1番から7番、1番が新規でございます。岩谷さん、竹原さん双方お伺いしましたけれど、了解済みということで異議なし、2番から7番につきましては、再設定でございますので異議はございません。

会 長 続いて三瓶町小屋原、池田お願いします。

14番 1番、2番ですが、新規の設定です。利用権の設定を受ける梶野さんにお会いしてきました。少し高齢になっておられたので、心配だったのですが、昨年息子さんが帰られて非常に張り切っておられます。異議ございません。

それから、3番から5番ですが、引き続き耕作するということで、異議ございません。以上です。

会 長 続いて三瓶町志学お願いします。

15番 新設定ではありますが、〇〇さん昨年2月の間に世帯主と長

男が亡くなられまして、後どなたに作っていただくかと、推進委員多くの方にお願ひしたんですけど、〇〇さんが引き受けていただくということで異議はありません。

会 長 続いて三瓶町多根、山口お願いします。

2 番 三瓶町多根再認定であり異議ありません。山口の1、2ですね、これも再認定であり異議ありません。

会 長 続いて富山町お願いします。

4 番 富山町の1から4、再設定ですので異議はございません。

会 長 続いて久手町刺鹿、私の関係ですけれども、1番から11番まで、今までこれ設定される安堵さんは、自ら耕作をされていたのですが、なかなかこれが続けられないということで、JAに事務局があります農地利用集積円滑化団体のお世話で近くで耕作しておられる和田さんが、まずは1年からやってみようということでこの度、利用権の設定をされたところでございます。異議はございません。

会 長 続いて長久町お願いします。

9 番 長久町1番、2番これにつきましては、〇〇さんが〇〇さんという方に昨年貸付をされておられましたけど、その方が途中で体調を崩されまして、昨年よりこの〇〇さんが耕作しておられます。大変熱心な方ですので、異議はございません。3番から19番につきましては、新規ではありますが、お父さんが推進委員をされておられまして、大変熱心な方で体調を崩された関係もありますが、引き続いてされるということで異議はありません。

会 長 続いて静間町お願いします。

16 番 先ほど審議いただきました1、2、7、8、9を除きまして、3、4、5、6と10、11について報告いたします。3、4、5、6は、〇〇さんが耕作されておられますが、6番については、〇〇〇さんに既に委託されておられ再設定、3、4、5については、なかなか耕作が難しいということで〇〇〇さんに一括してお願いしたいということでした。〇〇〇さんに確認し、問題はございません。それから10、11でございますが、11番は再設定でございます以前から〇〇〇さんの方で耕作されておられます。10番はちょっと事情がございまして、田んぼの近所の〇〇さんに耕作をお願いしたいということでございます。〇〇さんにも確認し、まっ

たく問題が無いので、異議はございません。

会 長 続いて久利町お願いします。

1 番 久利の7つの案件のうち、1、2、3、4、5、7については、引き続き再設定ということで、異議はありません。6番については、利用権設定を受ける〇〇さんは行恒で田んぼを作っておられる方で、これについても問題ないということで、異議はありません。

会 長 続いて水上町お願いします。

8 番 1番、2番とも再設定でございます。異議はありません。

会 長 続いて大代町お願いします。

6 番 土地の持ち主は〇〇さんという名前になっているんですけど、水上に住んでおられるんですけど、昨年まで〇〇さんという方が耕作しておられました。

事情により今年から横さんが5年間利用権の設定を受けることになっております。現状を確認しましたが、異議はありません。それから、2番から8番までですけど、これは坂本静雄さんの土地なんですけど、今度〇〇さん、娘さんに世代交代で耕作していただくということで、これも何れも異議はございません。

会 長 続いて温泉津町お願いします。

1 3 番 以前から江津市の〇〇さんに作ってもらっているんですけど、異議はありません。

会 長 続いて仁摩町お願いします。

5 番 1から4番ですけど、再設定ですので、異議はございません。

5から8番ですけど、近くで〇〇さんが耕作をされておられまして、耕作するということでしたので、新規ではありませんが、異議はございません。

会 長 それぞれの委員さん、異議はないということですが、皆さん方の方で、ご質問、意見がありますか。

(異議なしの声多数)

会 長 異議がないようですので、当委員会としては承認することとします。

続きまして、黄色の表紙、農地中間管理権について、それぞれの担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

始めに大田町からお願いします。

代理 推進委員さんと協議したんですが、公社を介して耕作予
(17番) 定者は決まっておるようですので、特に異議はございません。

会長 続きまして山口町お願いします。

2番 5、6、7何れも従来も作っておられまして、これが中間
管理機構を咬むということで異議はございません。

会長 続きまして久手町で、私の関係のところですが、こちらの
(10番) 方も現在は、〇〇〇がずっと耕作をしておられるところで、
今回利用権を、こちらの中間管理機構に内諾ということでござ
いまして、異議ございません。

会長 続きまして長久町お願いします。

9番 13番から16番につきましても、久手町と同様〇〇〇さ
んが耕作しておられるところでして、異議はございません。

会長 続きまして静間町お願いします。

16番 静間町が26件ありまして、五十猛町と併せて32件とい
うことで、これは中間管理権を設定して、しまね農業振興公
社へ利用権の設定ということになります。午前中にしまね農
業振興公社にも確認いたしました。耕作先も既に決まってお
られまして、何も問題ございません。異議はございません。

会長 続きまして久利町お願いします。

1番 49番については、しまね農業振興公社を介して川合町
の方が作られると聞いております。50番から55番までは、
事情により、しまね農業振興公社へ中間管理としてお渡しし
て、〇〇〇が耕作されると聞いております。56番、57番
についても同様に〇〇〇が作られると聞いておりますので、
異議はございません。

会長 続きまして温泉津町お願いします。

12番 58番から62番まで、これは集落営農の方で受けてやっ
てもらえると思っております。異議はございません。

会長 農地中間管理権の方もそれぞれ担当委員さん異議なしとい
うことですが、何か皆さんの方でご意見等ございますか。
(異議なしの声多数)

会長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
とします。

以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成30年3月23日

会 長 _____

(議事録署名委員)

5 番 _____

6 番 _____